

COOL CHOICE とちぎ チャレンジ！2020

栃木県では、省エネ家電・住宅設備買換キャンペーン「COOL CHOICE とちぎ チャレンジ！2020」を実施しています。

キャンペーン期間である令和2年12月31日(木)までに、県内の販売店舗で対象の省エネ製品へ買換えて応募いただいた方全員に、オリジナルエコバックを差し上げます。

この機会に、省エネ製品への買い換えを検討してみませんか。

【応募資格】

県内にお住まいの方、通勤・通学されている方

【応募受付期間】

12月31日(木)まで(消印有効)

【対象商品】

- ・冷蔵庫、テレビ、エアコン、温水洗浄便座(統一省エネルギーラベルで4つ星以上の製品に限る。)
 - ・LED照明(白熱電球や蛍光灯からの買換に限る。)
 - ・窓の断熱改修(省エネ建材等級3つ星以上の製品に限る。)
- A:内窓設置、外窓交換
B:窓ガラス交換(単層ガラスから複層ガラスへの交換に限る。)
- ・高効率給湯器(エコジョーズ、エコフィール、エネファーム、エコキュート、ハイブリッド給湯器)

【応募方法】

- 1.「COOL CHOICE とちぎ チャレンジ！2020」応募サイトから応募
<https://tochieco.jp/challenge2020/>



2. 販売店等にあるチラシ裏面の応募用紙により
郵送、ファックス又はメールで応募

【応募及び問合せ先】

栃木県地球温暖化防止活動推進センター
〒329-1198
宇都宮市下岡本町2145-13
☎028(673)9101
FAX028(612)6611

旧優生保護法による優生手術を受けた方へ

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法(以下「法」という)」が成立し、公布・施行されました。法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

【対象者】

次の1または2に該当する方で、現在、生存している方

- 1.昭和23年9月11日～平成8年9月25日の間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)
- 2.1のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます)

※対象とならない場合もありますので、詳しくはお問合せください。

【一時金の金額】

320万円(一律)

【請求手続き】

お問合せ先記載の窓口(郵送による提出も可)

※請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、県のホームページや窓口などでも入手できます。
※請求期限は、平成31年4月24日(法律の施行日)から5年以内です。

〈厚生労働省ホームページ〉

<https://www.mhlw.go.jp/kyuuyuuseiichijikin tokusetsu/apply/index.html>



〈栃木県ホームページ〉

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/31kyuuyuuseihogohouichijikinn.html>



問 県旧優生保護法関係相談窓口

☎028(623)3064

〈受付時間〉

9時～17時(月～金) ※土日祝日、年末年始除く。

〈所在地〉

宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本庁舎5階
保健福祉部こども政策課(母子保健担当)内